

静岡県港湾管理条例（昭和36年条例第54号）第3条第1号の規定に違反して放置されていた物件について、同第13条の2第2項の規定に基づいて保管したので、同第13条の2第3項の規定により、下記のとおり公告する。

令和4年11月11日

静岡県知事 川勝平太

## 記

1 保管した物件の名称又は種類、形状及び数量

LPガスボンベ（高さ37～40cm、外径30～31cm）2本

プラスチック製コンテナ（大きさ：縦36cm×横51.5cm×高さ25.5cm、黄色系の色）1個

2 保管した物件の存していた場所及び当該物件を除去した年月日

清水港袖師物揚場

令和4年10月21日除去

3 当該物件を保管する期間及び場所

令和4年11月25日まで

静岡県清水港管理局

4 問い合わせ先

清水港管理局港営課 054-353-2208

5 その他

保管している物件には危険物を含むため、同第13条の2第1項の規定に基づく措置命令を省略して保管を行った。